

適切な意思決定支援に関する指針	文書番号	様式-〇〇-001
	承認日	

1. 基本指針

医療法人相生会にしくまもと病院では病院理念の「いつも患者さんに寄り添い、強く優しい優れた病院を目指す」をモットーにすべての患者において意思を尊重し、全ての患者が自分らしい人生の最後まで続けられるよう努めている。また、人生の最終段階における医療・ケアにおいて十分に本人の意思が尊重されるよう、「人生の最終段階における医療・ケアプロセスに関するガイドライン」を踏まえ、患者及びその家族と多職種で構成される医療・ケアチームあるいは患者の療養に関わる地域連携施設を含めて十分に話し合い、患者の意思と権利が尊重された上で適切な意思決定を行えるよう、以下の指針を定める。

2. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

① 医師等の医療従事者は患者に適切な情報の提供と説明を行い、患者本人による決定を基本としたうえで人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。また本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、将来の変化に備え将来の医療及びケアについて、患者を主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセス（アドバンスケアプランニング Advance Care Planning：ACP）が重要である。

さらに本人が伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち信頼できる者を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことを推奨する。

② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケアの中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

③ 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し患者や家族等の精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

1) 本人の意思が確認できる場合

① 方針の決定は本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て医師等の医療従事者から十分な情報提供と説明がなされることが必要である。その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定

適切な意思決定支援に関する指針	文書番号	様式-〇〇-001
	承認日	

を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

- ②時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより適切な情報の提供と説明がなされ本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援が行われることが重要である。この際、本人が自ら意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返されることも必要である。
- ③このプロセスにおいて話し合われた内容はその都度、診療録に記載する。

2) 本人の意思が確認できない場合

次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の治療方針をとることを基本とする。
- ②家族等が本人の意思を推定できない場合は医療ケアチームの中で本人の意思を推定し、何が最善であるのかについて、本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとって最善の治療方針を取ることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の更新等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には本人にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

4.認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で自らが意思決定をすることが困難な場合は厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り患者本人の意思を尊重した意思決定を家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

5.身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定は、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無により異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難なひとへの支援に関するガイドライン」を参考に支援する。

適切な意思決定支援に関する指針	文書番号	様式-〇〇-001
	承認日	

6.参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスにおけるガイドライン（2018）
厚生労働省
- ・身寄りがない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019）厚生労働省
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018）厚生労働省